

## 岐阜県職員人間ドック健診機関選考基準（R8）

| 項 目                  | 内 容                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>I 総括</b>          |                                                                                                                                                                                                      |
| ① 責任者                | ・ 人間ドックに関する責任者を明確に定めていること。                                                                                                                                                                           |
| ② 職務規程、倫理規定等         | ・ 施設の目的や業務内容等、就業上の遵守事項等が整備されていること。                                                                                                                                                                   |
| ③ 緊急時の対応             | ・ 健診時における受診者の緊急事態に対する対応を整備していること。また、スタッフ全員がその対応を熟知していること。<br>・ 災害時等の緊急事態に対する対応を整備していること。また、スタッフ全員が避難誘導等の自分の役割を熟知していること。                                                                              |
| <b>II 検査項目</b>       |                                                                                                                                                                                                      |
| ① 検査項目               | ・ 岐阜県職員人間ドック事業仕様書一別紙1「検査項目」の検査等ができること。<br>・ 健診当日、健診者全員に対し、診察を含めた医師による面接指導が行われること。                                                                                                                    |
| ② 精度管理               | ・ 県医師会又は日本医師会等の精度管理を受けていること。                                                                                                                                                                         |
| ③ 検体検査               | ・ 検体検査は、原則自施設内でできることが望ましいが、やむを得ず外注する場合は、当該受託機関が精度管理を受けていることを確認し、外注検査の信頼性の実態を定期的に年4回以上把握していること。                                                                                                       |
| <b>III 施設・設備の整備</b>  |                                                                                                                                                                                                      |
| ① 健診者数               | ・ 1日20人前後の健診が実施可能であること。                                                                                                                                                                              |
| ② 健診施設の独立性           | ・ 基本検査項目について、病院又は診療所に併設の場合は、健診部門が外来部門から独立していること。<br>・ オプション検査項目についても独立していることが望ましいが、独立していない場合は、外来利用者と混同しないよう配慮されていること。<br>・ 更衣室、採尿室の男女の独立性が確保されていること。                                                 |
| ③ 検査機器の整備            | ・ 上記IIの検査項目が実施できる機器が整備されていること。<br>・ 健診部門専用の機器が整備されていること。（オプション検査に関する機器を除く。）<br>・ 万一、検査機器が故障した際にも対応できるよう可能な限り予備機器を保有又はその体制が整備されていること（オプション検査に関する機器を除く。）<br>・ 機器ごとに管理責任者を定めていること。<br>・ 始業前点検を実施していること。 |
| ④ 検査室・診察室の配置         | ・ 受診者の検査数値（例えば体重や血圧など）が他の受診者に容易に見られることがないように配置していること。<br>・ 医師の診察等の際に、外部に声が漏れない構造となっていること。                                                                                                            |
| ⑤ 電算システム             | ・ 健診者情報、健診結果などの情報管理ができる電算システムを保有していること。<br>・ 県保有の健康情報管理システムと互換性があること。                                                                                                                                |
| <b>IV 施設要員の配置</b>    |                                                                                                                                                                                                      |
| ① 医師                 | ・ 健診専任の常勤医師がいることが望ましいが、病院併設型施設で健診専任医師がいない場合は、健診業務において責任と権限をもつ常勤の医師を明確に定めていること。<br>・ 読影医がいること。<br>胸部エックス線写真、上部消化管エックス線写真、上部消化管内視鏡検査、心電図、眼底写真、超音波画像<br>・ 婦人科検査は、婦人科医が実施すること。                           |
| ② 臨床検査技師（又は衛生検査技師）   | ・ 2人以上                                                                                                                                                                                               |
| ③ 診療放射線技師（又はエックス線技師） | ・ 2人以上                                                                                                                                                                                               |
| ④ 看護師又は保健師           | ・ 2人以上                                                                                                                                                                                               |
| ⑤ コンピュータオペレーター       | ・ 1人以上（常勤の専門職又は事務職との兼務可）                                                                                                                                                                             |
| ⑥ 事務職員               | ・ 若干人                                                                                                                                                                                                |

|                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>V 検査結果</b><br>① 検査結果の説明               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2週間以内に健診結果が出せること。</li> <li>・看護師又は保健師、必要に応じて医師による健診結果の説明・指導が行えること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ② 受診結果データ                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県指定のフォーマットにより、月ごとに翌月15日までに提出できること。</li> <li>・データにエラーが発生した場合は、5日以内に修正できること。</li> <li>・検査の結果、精密検査が必要になった者に対して、精密検査受診を指示するとともに、県指定の様式により精密検査対象者を月ごとに翌月15日までに報告できること。</li> <li>・オプション検査（胃がん検診、肺がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、前立腺がん検診）について県指定フォーマットにより、月ごとに翌月15日までに提出できること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                        |
| <b>VI フォローアップシステム</b><br>① 未受診者への対応      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・未受診者に対し受診勧奨を行い、再健診日の設定ができること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| ② 要精密検査者への対応                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要精密検査者に対して、結果説明時に、県が指定する結果報告書を説明、配付し、受診勧奨できる体制が整っていること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| ③ 要医療者への対応                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診結果により、結果説明日までに緊急に医療行為が必要と判断される場合の適切な対応ができること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>VII 特定保健指導</b><br>① 動機付け支援<br>② 積極的支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】（厚生労働省健康局）」による特定保健指導・若年者向け特定保健指導（動機付け支援及び積極的支援並びにこれらの支援の評価）が実施できること。（若年者向け特定保健指導については実施可能機関のみ）</li> <li>・「岐阜県職員特定保健指導及び若年者向け特定保健指導事業仕様書（案）」を遵守できること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| ③ 結果データ                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく特定健康診査及び特定保健指導の結果データを作成し、実施月の翌月15日までに提出できること。</li> <li>・データにエラーが発生した場合は、5日以内に修正できること。</li> <li>・県が仕様書により指定する報告書を作成し、実施月の翌月15日までに提出できること。</li> <li>・40歳未満の受診者の結果データについて、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく特定健康診査データと同様に作成し、実施月の翌月15日までに提出できること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                              |
| <b>VIII 運用</b><br>① 案内表示等                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付場所や検査順序が分かりやすく表示されていること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| ② 健診スタッフ                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診スタッフは、統一した服装（セクションごとでも可）で名札を着用していること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ③ 検査機器                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診者が直接触れる検査機器は、受診者ごとに消毒すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| ④ 研修                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・接遇研修を年1回以上実施していること（外部研修への参加も可）。</li> <li>・技術、知識向上のための研修等に参加していること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ⑤ 個人情報の保護                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言や取扱いに関する明確かつ適正な規則を策定した上で、個人情報を取り扱っていること。</li> <li>・健診結果等の個人情報データについては、アクセス制限をするなど特定のスタッフだけが使用できる体制であること。</li> <li>・個人情報の保護について、スタッフ全員に対し必要な教育及び研修をしていること。また、スタッフに対して守秘義務を課していること。</li> <li>・健診結果（結果票や検査データ）を県へ送付する際には、「県が指定する電子データ送信方法」、「手交」のいずれかの方法によること。また、電子データは暗号化により情報漏洩に対する対応を取っていること。</li> <li>・健診結果は、施錠のできる保管庫等で保管されていること。</li> <li>・業務の一部を外部委託している場合、委託先との間で個人情報保護に関する適正な取決めを交わしていること。</li> <li>・業務の一部を外部委託している場合、委託先の個人情報の取扱いについて必要かつ適切に監督していること。</li> </ul> |
| ⑥ 業務改善等                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診者からの問合せ、意見、苦情等の内容を分析し、業務改善に役立てる体制が整っていること。</li> <li>・定期的に運営や業務改善等に関する打合せを実施していること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <b>IX その他</b>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「岐阜県職員人間ドック仕様書（案）」を遵守できること。</li> <li>・選考後に基準を満たさない項目が生じた場合は、翌年度は、県職員人間ドック健診機関となることはできない場合があること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |